

● 『1年単位の変形労働時間制』の場合

9～10 ページのチェックカレンダーは、『1年単位の変形労働時間制』（1か月を超え1年以内の一定の期間を平均し、1週間当たりの労働時間が週40時間以内となる労働時間や休日の配分を行うもの）の場合の労働時間をチェックするようにできています。8 ページの記入例を参考にして以下の手順でチェックしてみてください。

なお、この制度による場合は、特例措置対象事業場も1週間当たりの労働時間を週40時間以内にする必要があります。

- ① 年間の繁忙期・閑散期を峻別し、対象期間（1か月を超え1年以内）を何か月とするか検討します。
- ② 期間中の労働日、休日、労働時間を決定し、以下の手順により労働時間チェックカレンダーに記入します。
 - ・休日に○印を付けるなどして、カレンダー上に記入する。
 - ・各月の労働時間を「労働時間」欄に記入する。
 - ・各週の労働時間をカレンダー上に記入する。
 - ・各月の休日日数を「休日日数」欄に記入する。
 - ・各月の労働日数を「労働日数」欄に記入する。
 - ・各月の総労働時間を計算（1日の労働時間×労働日数）し「総労働時間」欄に記入する。
- ③ チェック1 対象期間における労働日数が限度（下記1.参照）を超えていないかを確認します。
- ④ チェック2 1日及び1週間の労働時間が限度（下記2.参照）を超えていないかを確認します。
- ⑤ チェック3 連続して労働させる日数が限度（下記3.参照）を超えていないかを確認します。
- ⑥ チェック4 対象期間における総労働時間が限度（下記4.参照）を超えていないかを確認します。
- ⑦ 上記③～⑥をチェックし、限度を超えていなければOKです。
- ⑧ 労使協定を締結し、所轄労働基準監督署長に届出します（12 ページ参照）。

労働日数及び労働時間に関する限度

1. 対象期間における労働日数の限度（対象期間が3か月を超える場合に限る）

対象期間における労働日数の限度は、1年当たり **280** 日です（対象期間が3か月を超え1年未満である場合は、次の式により計算した日数（端数切り捨て）です）。

$$280 \text{ 日} \times \frac{\text{対象期間の暦日数}}{365}$$

ただし、次の①及び②のいずれにも該当する場合には、旧協定の対象期間について1年当たりの労働日数から1日を減じた日数又は280日のいずれか少ない日数です（対象期間が3か月を超え1年未満である場合は、上記と同様に計算した日数です）。

- ① 事業場に旧協定（対象期間の初日の前1年以内の日を含む3か月を超える期間を対象期間として定める1年単位の変形労働時間制の労使協定（そのような労使協定が複数ある場合においては直近の労使協定）をいいます）があるとき。
- ② 労働時間を次のいずれかに該当するように定めることとしているとき。
 - ア 1日の最長労働時間が、旧協定の1日の最長労働時間又は9時間のいずれか長い時間を超える。

イ 1週間の最長労働時間が、旧協定の1週間の最長労働時間又は48時間のいずれか長い時間を超える。

(例) 対象期間が1年である旧協定が1日の最長労働時間9時間、1週間の最長労働時間48時間、労働日数260日であったところ、今回、対象期間を1年、1日の最長労働時間を10時間とするのであれば、労働日数の限度は259日。

2. 対象期間における1日及び1週間の労働時間の限度

1日の労働時間の限度は10時間、1週間の労働時間の限度は52時間です。

ただし、対象期間が3か月を超える場合は、次のいずれにも適合しなければなりません。

- ① 労働時間が48時間を超える週を連続させることができるのは3週以下。
- ② 対象期間をその初日から3か月ごとに区分した各期間において、労働時間が48時間を超える週は、週の初日で数えて3回以下。

なお、積雪地域の建設業（建設業法第2条第1項）の屋外労働者等については、上記①及び②の労働時間が48時間を超える週についての制限はありません。

そのほか、隔日勤務のタクシー運転者については、1日の労働時間の限度は16時間です。

3. 対象期間における連続して労働させる日数の限度

対象期間における連続して労働させる日数の限度は6日です。

特定期間※における連続して労働させる日数の限度は、「1週間に1日の休日が確保できる日数」です。つまり、最も長い連続労働日数は12日ということになります。

※ 特定期間とは、対象期間中の特に業務が繁忙な期間のことです。

4. 対象期間における総所定労働時間の限度及び必要休日日数

対象期間を平均して1週間当たりの労働時間を超えないためには、対象期間中の総所定労働時間を次の計算式による時間内に収める必要があります。

$$\text{「所定労働時間の限度」} = 40\text{時間} \times \frac{\text{対象期間の暦日数}}{7\text{日}}$$

対象期間		所定労働時間の限度	1日の所定労働時間と必要休日日数				
			8時間	7時間45分	7時間30分	7時間15分	7時間
1年	(365日)	2085:42	105日	96日	87日	85日	85日
	(366日)	2091:25	105日	97日	88日	86日	86日
6か月(183日)		1045:42	53日	49日	44日	43日	43日
3か月(92日)		525:42	27日	25日	22日	20日	17日

対象期間における労働日数の限度は、1年当たり280日。対象期間が3か月を超え1年未満である場合は、

$$\left[280\text{日} \times \frac{\text{対象期間の暦日数}}{365\text{日}} \right] \text{が限度となります。}$$

(6ページ参照)